

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		持続的な食料システムの確立に向けた農業と食品産業の連携強化等の促進に係る税制上の所要の措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税1) (法人住民税、法人事業税：義(自動連動)) (地方税1)
		② 上記以外の税目	(所得税：外) (国税1) (登録免許税：外) (国税1)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 —
s			《要望の内容》 持続的な食料システムの確立に向けた税制上の所要の措置として、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の改正を前提に、次の措置を講じる。(所得税・法人税、登録免許税) ① 中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定があったものとみなされる改正法の認定を受けた持続的供給事業活動計画(仮称)に記載された経営力向上設備等の取得等をする場合の当該設備等について、中小企業経営強化税制の対象とする。 ② 産業競争力強化法の事業適応計画(エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関するものに限る。)の認定があったものとみなされる改正法の認定を受けた環境負荷低減事業活動計画(仮称)に従って行う生産工程効率化等設備の取得等をする場合の当該設備等について、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の対象とする。
			《関係条項》 【中小企業経営強化税制】 ○ 所得税 租税特別措置法第10条の5の3 租税特別措置法施行令第5条の6の3 租税特別措置法施行規則第5条の11 ○ 法人税 租税特別措置法第42条の12の4、第52条の2 租税特別措置法施行令第27条の12の4、第30条 租税特別措置法施行規則第29条の9 【カーボンニュートラル投資促進税制】 ○ 所得税 租税特別措置法第10条の5の6 租税特別措置法施行令第5条の6の6 租税特別措置法施行規則第5条の12の3

			<p>○ 法人税</p> <p>租税特別措置法第 42 条の 12 の 7</p> <p>租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 7</p> <p>租税特別措置法施行規則第 20 条の 10 の 3</p> <p>【産業競争力強化の事業再編に係る登記の税率軽減】</p> <p>租税特別措置法第 80 条の 1</p>
5	担当部局		大臣官房新事業・食品産業部企画グループ
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和6年12月～令和7年3月 分析対象期間:①令和7年度～令和8年度、②令和7年度
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		①法施行後～令和9年3月31日、②法施行後～令和8年3月31日
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の農業生産及び食料輸入をめぐる状況が厳しさを増し、また、国内外において環境負荷低減等への配慮意識が高まるなど、国内外の経済社会情勢が大きく変化する中、持続的な食料システムの確立を図るためには、食料システム(食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。)の重要な担い手である食品産業の事業者が、農林漁業者との安定的な取引関係の確立、流通の合理化、環境負荷低減の促進、消費者の選択への寄与など、食品等の持続的な供給に資する事業活動を促進することが不可欠である。</p> <p>こうした中、今般の「食料・農業・農村基本法」(令和6年6月5日施行)において、「食料システム」が明記され、食品産業の事業者がその関係者として明確に位置付けられるとともに、食品産業の健全な発展に向けて、「農業との連携の推進」、「流通の合理化」に加え、「環境への負荷の低減」等が新たに位置付けられたところであり、また、経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定)においても、食料安全保障の強化に向けた農林水産業・食品産業の生産基盤の強化が盛り込まれたところである。</p> <p>これを踏まえ、本租税特別措置により、持続的な食料システムの確立を図るため、食品等の持続的な供給に資する事業活動を促進することで、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに一般消費者の利益の増進に資する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定)</p> <p>5.(4) 農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食料安全保障の強化に向け、食料自給率その他の新たな目標設定や農林水産業・食品産業の生産基盤の強化とともに、安定的な輸入と備蓄を確保しつつ、水田の汎用化・畑地化を含め輸入依存度の高い食料・生産資材の国内生産力拡大等の構造転換を推進する。 ・ 食料供給困難事態に備えた基本方針策定等のほか、コスト指標作成等に係る協議を進め、食料の合理的な価格の形成の制度化等食料システムの持続性確保のための法制度について次

		<p>期通常国会への提出を目指す。</p> <p>○食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号) (食料安全保障の確保)(抜粋)</p> <p>第二条</p> <p>4 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない。</p> <p>5 食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システム(食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。)の関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない。</p> <p>(食品産業の健全な発展)</p> <p>第二十条 国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性に鑑み、その健全な発展を図るため、環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保その他の食料の持続的な供給に資する事業活動の促進、事業基盤の強化、円滑な事業承継の促進、農業との連携の推進、流通の合理化、先端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する新たな事業の創出の促進、海外における事業の展開の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【大目標】 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>【中目標】 1. 食料の安定供給の確保</p> <p>【政策分野】 1(1)新たな価値の創出による需要の開拓 1(2)グローバルマーケットの戦略的な開拓 1(3)消費者と食・農とのつながりの深化 1(5)総合的な食料安全保障の確立</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 食品等事業者の農林漁業者との安定的な取引関係の確立、流通の合理化、環境負荷低減の促進、消費者の選択への寄与などの食品等の持続的な供給に資する事業活動において、生産性向上や、脱炭素化と付加価値向上の両立を可能とする設備投資を促進し、食品等の持続的な供給を実現。</p>

			<p>本制度に関連する具体的な数値目標については、食料・農業・農村基本計画(令和7年3月閣議決定予定)を踏まえて設定し、本措置による取組を進めていく。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本租税特別措置により、食品等事業者は、中小企業経営強化税制やカーボンニュートラル投資促進税制における償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリット措置を享受できるため、より積極的に食品等の持続的な供給に資する事業活動を展開することが可能となる。</p>															
10	有効性等	① 適用数	<p>①中小企業経営強化税制の適用</p> <p style="text-align: right;">単位: 件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和7年度 (見込)</th> <th>令和8年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">適用数</td> <td>特別償却</td> <td>14,883 件(中小企業経営強化税制)の内数</td> <td>14,853 件(中小企業経営強化税制)の内数</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>7,551 件(中小企業経営強化税制)の内数</td> <td>7,536 件(中小企業経営強化税制)の内数</td> </tr> </tbody> </table> <p>②カーボンニュートラル投資促進税制の適用</p> <p style="text-align: right;">単位: 件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和7年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>カーボンニュートラル投資促進税制の内数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人税、法人住民税及び法人事業税の適用数は同一 ※ 既存の中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制に係るワンストップ措置となるため各内数として計上 ※ ①中小企業経営強化税制の適用数については、独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和3年度から令和5年度までの割合の伸び率から3年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、-0.2%。今後、令和4年度(特別償却:14,973件、税額控除:7,596件(財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より))と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。</p> <p><平均伸び率の算出(端数は四捨五入)> 令和2年 17.6% 令和3年 17.5%(前年比 -0.1%ポイント) 令和4年 17.1%(前年比 -0.4%ポイント) 令和5年 17.1%(前年比 0.0%ポイント) 平均 -0.2%ポイント</p>			令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	適用数	特別償却	14,883 件(中小企業経営強化税制)の内数	14,853 件(中小企業経営強化税制)の内数	税額控除	7,551 件(中小企業経営強化税制)の内数	7,536 件(中小企業経営強化税制)の内数		令和7年度 (見込)	適用数	カーボンニュートラル投資促進税制の内数
		令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)															
適用数	特別償却	14,883 件(中小企業経営強化税制)の内数	14,853 件(中小企業経営強化税制)の内数															
	税額控除	7,551 件(中小企業経営強化税制)の内数	7,536 件(中小企業経営強化税制)の内数															
	令和7年度 (見込)																	
適用数	カーボンニュートラル投資促進税制の内数																	
		② 適用額	<p>①中小企業経営強化税制の適用</p> <p style="text-align: right;">単位: 百万円</p>															

			<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>令和7年度 (見込)</td> <td>令和8年度 (見込)</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>特別償却</td> <td>4,975 億円(中小企業経営強化税制) の内数</td> <td>4,965 億円(中小企業経営強化税制) の内数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>税額控除</td> <td>120 億円(中小企業経営強化税制) の内数</td> <td>120 億円(中小企業経営強化税制) の内数</td> </tr> </table>			令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	適用額	特別償却	4,975 億円(中小企業経営強化税制) の内数	4,965 億円(中小企業経営強化税制) の内数		税額控除	120 億円(中小企業経営強化税制) の内数	120 億円(中小企業経営強化税制) の内数
		令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)												
適用額	特別償却	4,975 億円(中小企業経営強化税制) の内数	4,965 億円(中小企業経営強化税制) の内数												
	税額控除	120 億円(中小企業経営強化税制) の内数	120 億円(中小企業経営強化税制) の内数												
		<p>②カーボンニュートラル投資促進税制の適用</p> <p style="text-align: right;">単位:百万円</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>令和7年度 (見込)</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>カーボンニュートラル投資促進税制の内数</td> </tr> </table>			令和7年度 (見込)	適用額	カーボンニュートラル投資促進税制の内数								
	令和7年度 (見込)														
適用額	カーボンニュートラル投資促進税制の内数														
		<p>※ 法人税、法人住民税及び法人事業税の適用額は同一</p> <p>※ 既存の中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制に係るワンストップ措置となるため各内数として計上</p> <p>※ ①中小企業経営強化税制の適用額については、適用数と同様に、令和4年度と同程度の実績を見込んで算出。</p>													
	③ 減収額	<p>—</p> <p>※既存の中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制に係るワンストップ措置となるため減収は発生しない</p>													
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>我が国の農業生産及び食料輸入をめぐる状況が厳しさを増し、また、国内外において環境負荷低減等への配慮意識が高まるなど、国内外の経済社会情勢が大きく変化する中、持続的な食料システムの確立を図るためには、食料システムの重要な担い手である食品産業の事業者が食品等の持続的な供給に資する事業活動を促進することが必要となっている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本租税特別措置は、食品等の持続的な供給に資する事業活動を行う食品等事業者に対し、その課税負担を軽減するものであり、食品等事業者による食品等の持続的な供給に資する事業活動を促進する効果がある。</p>													
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>—</p>													
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本租税特別措置については、食品等事業者が、農林漁業者との安定的な取引関係の確立、流通の合理化、環境負荷低減の促進、消費者の選択への寄与など食品等の持続的な供給に資する事業活動に取り組むために必要な設備投資を促進するものである。</p> <p>食品等事業者による食品等の持続的な供給に資する事業活動のため</p>												

			<p>の投資を幅広く促進するためには、対象とする者や設備等が限定される補助事業等では不十分であり、必要な設備等の導入を計画的に行う意欲と能力のある食品等事業者の計画を認定した上で、幅広く支援できる税制措置を講ずることが政策手段として妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>食品産業は地域経済において従業員数及び出荷額のシェアが高い重要な産業であり、食品等の持続的な供給に資する事業活動のために投資を行う意欲と能力のある食品等事業者を支援することは地域の農林水産業や食品産業の持続的な発展に繋がるものであり、地域経済の活性化に貢献する。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—